

*こちらの面が対象になる疾患は、下に記載してあります。

*主治医様 下記の太枠内をご記入願い板います。

登園許可証（医師記入）

園児氏名

病名「_____」

令和 年 月 日より病状が回復し、集団生活に支障のない状態になった為、
登園許可と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

保育園は、乳幼児が集団で長時間共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に一日を過ごすことができるよう、下記の感染症には登園許可証の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団生活に支障のない状態になってからの登園となりますようご配慮お願い致します。

病名	登園のめやす
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス)	発熱、充血等の主な症状が消えた後2日経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O27・O111等)	医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症髄 (膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 ()	医師において感染のおそれがないと認められるまで

保護者記入用

* こちらの面が対象になる疾患は下に記載してあります。

登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。（登園の目安は、子どもの全身状態が良好である事が基準となります）

登園届（保護者記入）

クラス

園児氏名

病名 _____ と診断され

令和 年 月 日 医療機関 において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断されましたので登園します。

保護者氏名

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団生活での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。

園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
新型コロナウイルス	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染症の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過し全身症状がよいこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まり全身状態が良いこと
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がどれ全身状態が良いこと
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身症状が良いこと
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) ※ノロウイルス・ロタウイルス等	症状がある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がどれ全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がどれ全身状態が良いこと
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス		呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他の感染症		医師の診断による